

別紙 2 理事長の専決事項について（定款準則による）

定款細則 第1号 定款第9条第1項に定める理事長の専決事項は次のとおりとする。

- ① 「施設長の任命その他重要な人事」を除く職員の任命。
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約にあつて予算の範囲内のもの。
- ⑤ 下記の表以外の契約に関すること。

| 契 約 の 種 類 | 金 額 |
|----------------|-------|
| 1. 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 2. 食料品、物品等の買入れ | 160万円 |
| 3. 前各号に掲げるもの以外 | 100万円 |

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または破棄。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出。
- ⑨ 入所者・利用者の日常に処遇に関すること。
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
(寄付金の募集に関する事項は専決できない)

附 則

この細則は、平成17年8月28日から施行する。

別紙 3 役員等の報酬について（定款 第9条 第23条等）

定款細則第2号 定款に定める役員等（理事・監事・評議員・福祉サービス相談委員等）の報酬は、次のとおりとする。

- ①理事・監事については源泉徴収を行い、会議1回につき源泉徴収後の金額で5,000円とする（所得税は法人負担）。評議員については源泉徴収を行わず、会議1回につき源泉徴収前の金額で5,000円とする。サービス相談委員については源泉徴収を行わず、会議1回につき源泉徴収前の金額で5,000円とする。
- ②役員等が施設の常勤職員を兼ねている場合は、この規定は適用しない。

附 則

この細則は、平成17年8月28日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年6月16日から施行する。

この細則は、平成30年12月25日から施行する。